2019年7月4日

NY株式が最高値更新

- 一方、米国債市場は景気の先行きに警戒的 -

当レポートの主な内容

- ・NY株式市場では7月3日にNYダウ、S&P500、ナスダック総合が揃って史上最高値を更新しました。
- ・足元で株式市場は強気の景気見通しを持っている一方、米国債市場は悲観的な景気見通しを持っていると考えられています。2つの異なる見通しがどちらかに収斂される過程で株式か国債のどちらかが調整局面を迎える可能性があります。

主要3指数が揃って最高値更新

NY株式市場では、7月3日にNYダウが終値ベースで昨年10月3日に付けた史上最高値を更新しました(図表1)。S&P500、ナスダック総合も高値更新を続けています。米中首脳会談で第4弾(約3000億ドル:25%)の関税引上げが見送られ、7月末にも連邦公開市場委員会(FOMC)で利下げが行われるとの観測が高まってきたことが背景にあります。

株式市場と債券市場で異なる景気見通し

一方、10年国債利回りは2%を下回ってきました(図表1)。これは景気に対して株式市場が強気な一方、国債市場は警戒的な姿勢を崩していないことを物語っています。国債市場が利下げをいち早く織り込んだと考えることもできます。教科書的には、景気や企業収益に楽観的な環境ではリスク資産である株式が上昇する一方で安全資産である国債は売られます。しかし、足元では株式と国債の両方が買われています。通常このような動きが長続きすることは稀なため、早晩、株式市場が下落するか国債市場が下落(金利が上昇)することを通して、両市場の見通しが収斂すると思われます。

出遅れ感を強める日本株式

足元で日本株式の米国株式に対する出遅れ感が目立ってきました(図表2)。利下げによって米国金利が下落すれば円高が進み、本邦輸出企業の収益に悪影響を及ぼすと考えられていることが背景です。

株式市場・国債市場は正念場に

当面の焦点は7月末のFOMCと4-6月期の決算発表です。米中通商協議の先行きからも目が離せません。米国経済が雇用環境を中心に底堅く成長するなかで利下

図表1 NYダウと10年国債利回りの推移



図表2 NYダウと日経平均の推移



(図表1-2の出所) Bloombergのデータより岡三アセットマネジメント作成

げが行われれば、株式市場がもう一段上昇することも 期待できます。逆に債券市場の見通しが正しいと判断 されれば、株式市場が調整する可能性も否定できませ ん。いずれにしても、最高値を更新した米国株式に とって今後1ヵ月ほどは大きな正念場になると思われ ます。その間、投資家は米国の景気指標を丹念に チェックし、どちらの見通しが正しいかを冷静に判断 する必要があると思われます。

以上 (作成:投資情報部)

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いします。

皆様の投資判断に関する留意事項(2019年6月末現在)

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用 購入時手数料:購入価額×購入口数×上限3.78%(税抜3.5%)
- お客様が換金時に直接的に負担する費用
- 信託財産留保額:換金時に適用される基準価額×0.3%以内 ■ お客様が信託財産で間接的に負担する費用
 - 運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担
 - :純資産総額×実質上限年率1.991088%(税抜1.8436%)程度
- ※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監 查 費 用:純資産総額×上限年率0.01296%(税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、 借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用·手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率·上限額等を示すことはできません。)

●お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計 金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号: 岡三アセットマネジメント株式会社

事 業 内 容:投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業

登 録:金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号

加入協会:一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である<u>岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております</u>。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問合わせ先>

フリーダイヤル **0120-048-214** (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)